# 時短要請協力金を給付しますの大分県

大分県からの要請

2021.5.11

#### 要請内容

- (1) 営業時間を5時から21時までの間としてください
- (2) 酒類提供時間を11時からとし、酒類のオーダーストップは20時までとしてください

## 要請期間 対象地域

- (1) 大分市・別府市 令和3年5月12日(水) 0時 ~ 5月31日(月)24時(20日間)
- (2) その他の市町村 令和3年5月14日(金) 0時 ~ 5月31日(月)24時(18日間) ※やむを得ない場合は、5月17日(月)から

#### 対象施設

#### 飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等

- ◆具体例:レストラン、居酒屋、バー、スナック、ライブハウス、カラオケボックス、 宿泊施設において宿泊客以外に飲食を提供する飲食施設
- ◆対象外となる施設例(詳細は県ホームページQ&Aでお知らせします) テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース

#### 時短要請協力金の概要

## 給付要件

- ○通常時、夜21時から朝5時までの時間帯に営業していること
- ○要請期間において、時短要請に応じていない日がないこと
- ○業種別ガイドラインを遵守していること
- ○お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと

# 給 付金額

# ★)1日当たり給付! **算額**

1日当たり給付額(★) × 時短要請に応じた日数

(※1) 1日当たり売上高 令和元年または2年の飲食部門5月売上高÷31日

◆中小企業・個人事業者(売上高方式)※売上高減少額方式の選択も可能

1日当たり売上高(※1)	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超~25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

#### ◆大企業(売上高減少額方式)

1日当たり売上高減少額 (※2) の4割 【上限額】「20万円」または「1日当たり売上額の3割」のいずれか低い額

(※2) 1日当たり売上高減少額 (令和元年または2年の飲食部門5月売上高 - 令和3年の飲食部門5月売上高) ÷31日

#### 提出書類

出方

必要書類の詳細については、あらためて県ホームページでお知らせ します(電子申請または郵送での提出を予定しています)

### 申請期間

令和3年6月以降を予定しています。 あらためて県ホームページでお知らせします

問い合わせ先/大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 TEL: 0 9 7 - 5 0 6 - 3 2 8 3、3 2 8 4、3 2 8 9、3 2 9 0 (平日 9~17時)